

函館市青果物地方卸売市場における売買取引の方法

品 目	売買取引の方法
下の 表 1 に掲げる物品	せり売 または 入札 ※1
下の 表 2 に掲げる物品	ア 毎日の卸売予定数量のうち20%以上の部分 : せり売り または 入札 ※1
	イ 上の「 ア 」以外の部分 : せり売り または 入札 または 相対取引 ※2
下の 表 3 に掲げる物品	せり売 または 入札 または 相対取引 ※2

表 1

生きくらげ、あわたけ、くろしめじ、むらさきしめじ、はつたけ、くりたけ、こくわ、またたび、北海道産のくり

表 2

上の **表 1** および 下の **表 3** に掲げる品目以外の食料品／農産物

表 3

- (1) 輸入果実
- (2) 玉ねぎ、豆もやし、かいわれ大根、冷凍の果実／野菜、果実の加工品
- (3) くわい、ぼうふう、はなまるきゅうり、だいだい、ぎんなん
- (4) うずら卵、調理済冷凍食品、野菜／果実の種苗、その他これらに類する食料品または農産物で市長が特に認めるもの

※1 次に掲げる場合で、市長がせり売または入札により卸売をすることが著しく不適當であると認めて承認したときは、相対取引によることができる。

- ① 災害が発生した場合
- ② 入荷が遅延した場合
- ③ 卸売の相手方が少数である場合
- ④ せり売り または 入札 による卸売により生じた残品の卸売をする場合

- ⑤ 卸売業者と仲卸業者または買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
- ⑥ 緊急に出港する船舶への必要な物品の供給，その他やむを得ない理由により，せり売または入札による卸売開始の時刻前に卸売をする場合
- ⑦ 特例（函館市青果物地方卸売市場条例第40条第1項ただし書）により，市場における仲卸業者および買受人以外の者に対して卸売をする場合

※2 次に掲げる場合であって市長が指示したときは，**せり売**または**入札**によらなければならない。

- ① 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
- ② 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合